

## 第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）

（平成29年度～令和10年度）

### <目指す姿>

学校・家庭・地域の強い絆のもとで、一人一人の多様な個性が輝き、我が国やふるさと宮城の復興とその先にある持続的な発展を支え、よりよい未来を主体的に創造する高い志と思いやりを持った、心身ともに健やかな子供が育っています。

そして、一人一人が幸福や生きがいを感じながら、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、豊かな文化と活力のある地域社会が形成されています。

### <目標1>

生命を大切に、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。

### <目標2>

夢や志の実現に向けて主体的に学び、考え行動し、絶えず変化する予測困難な社会を生き抜く人間を育む。

### <目標3>

ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の持続的な発展を支える人間を育む。

### <目標4>

学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる。

### <目標5>

生涯にわたり学び、相互に多様性を認め、高め合い、幸福や生きがいを感じながら充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

≪横断的な視点1≫  
≪横断的な視点2≫

誰もが自分らしく学び、一人一人の可能性を広げる「教育DXの推進」  
社会の変化に対応し、子供たちの豊かな学びを支える「持続可能な学校教育の推進」

### 基本方向1

豊かな人間性と社会性の育成

### 基本方向3

確かな学力の育成

### 基本方向6

社会の発展を支える力と郷土を愛する心の育成

### 基本方向8

学びの保障と教育機会の確保

### 基本方向11

生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進

### 基本方向2

健やかな体の育成

### 基本方向4

幼児教育の充実

### 基本方向7

命を守る力と共に支え合う心の育成

### 基本方向9

安心して楽しく学べる教育環境づくり

### 基本方向5

多様なニーズに対応し誰一人取り残さない教育の推進

### 基本方向10

学校・家庭・地域が連携・協働して子供を育てる環境づくり

## 新・宮城の将来ビジョン

（令和3年度～令和12年度）

[教育分野の取組]	取組7	家庭・地域・学校の連携・協働による子どもを支える体制の構築
	取組8	多様に変化する社会に適応し、活躍できる力の育成
	取組9	安心して学び続けることができる教育体制の整備
	取組11	文化芸術・スポーツ活動と生涯学習の振興

## 令和6年度における教育施策の基本方向

平成29年3月に策定し、中間見直しを行って令和6年3月に改定した「第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）」に基づき、各種の教育施策を展開するとともに、「新・宮城の将来ビジョン」の内容を踏まえ、これまでの課題や今後見込まれる社会の変化を見据えながら、本県教育の発展に向けた取組を着実に進めます。

施策の推進に当たっては、学校・家庭・地域の強い絆のもと、心身ともに健やかで、より良い未来を創造する高い志を持った子供を育成するとともに、子供たち一人一人の多様な個性が輝けるよう、取組の一層の充実・強化を図ります。

あわせて、県民一人一人が幸福や生きがいを感じながら、生涯にわたり多様に学び交流する中で、相互に多様性を認め、高め合うことができる地域社会の形成に取り組みます。

「第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）」に掲げた11の「基本方向」の方向性と34の取組は次のとおりであり、「教育DXの推進」と「持続可能な学校教育の推進」の視点を踏まえて取り組んでいきます。

### 基本方向1 豊かな人間性と社会性の育成

- ・ 本県独自の取組である「志教育」を一層推進し、社会性や勤労観、職業観の涵養を図るとともに、「志教育」を通して何事にも確かな意欲を持って取り組むことにより、知・徳・体のバランスの取れた人格の形成を促し、生きる力を育みます。
- ・ 道徳教育や様々な体験活動、文化活動、読書活動等を通して、生命を大切にし、多様な価値観を理解しながら互いに尊重し合う心や社会の一員としての規範意識、美しいものや自然に感動する心など、豊かな心を育みます。
- ・ 人権尊重の精神を基盤として、差別や偏見をなくし、いじめに向かわない心を育むとともに、いじめに向かわない学級・学校づくり、関係機関との連携を一層強化した「チーム学校」としていじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

(1) 生きる力を育む「志教育」の推進 重点的取組1

(2) 思いやりがあり感性豊かな子供の育成 重点的取組2

(3) いじめへの対応、人権教育の推進 重点的取組3

### 基本方向2 健やかな体の育成

- ・ 生涯にわたり健康で活力ある生活を送るため、学校・家庭・地域の連携・協働のもと、子供の運動習慣の確立に取り組むとともに、子供たちが仲間と関わり合いながら協力して競い合うなど、楽しみながら運動できる機会の創出や学校体育の充実を図り、体力・運動能力の向上に取り組みます。
- ・ 食を通じた心身の健全な育成に向けて、子供の頃から食に関心を持ち、望ましい食習慣を身に付けて実践するため、食育の推進を図ります。また、家庭、地域の関係機関と連携して学校保健の充実を図ります。

- (1) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上 重点的取組 4
- (2) 食育の推進
- (3) 心身の健康を育む学校保健の充実

### 基本方向3 確かな学力の育成

- ・ 子供たち一人一人が自らの可能性を最大限に伸ばせるよう、学ぶ意義や有用性を実感しながら主体的に学び、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、学んだことを活用して課題の発見・解決につなげていく力を育成します。
- ・ ICTを効果的に活用した教育を進めることで、知識の理解の質を深め、多様な子供たちの資質・能力を育むとともに、急速に進むデジタル社会の中で、子供たちが情報や情報手段を主体的に選択し、自ら学び、考え、行動できる力を育成します。
- ・ 国際化が進展する中で、他国の文化等を理解し、世界の人々と積極的にコミュニケーションが行える能力を育成します。また、シチズンシップ教育や環境教育を通して、社会を支える一員として必要な資質・能力を育成します。

- (1) 基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用する力の伸長 重点的取組 5
- (2) ICTによる学びの充実と情報活用能力の育成 重点的取組 6
- (3) 国際理解を育む教育の推進
- (4) 社会形成・社会参加に関する教育（シチズンシップ教育）の推進
- (5) 環境教育の推進

### 基本方向4 幼児教育の充実

- ・ 幼児期を「学ぶ土台づくり」の時期として捉え、家庭、幼稚園、保育所等のいずれにおいても充実した幼児教育が行われ、小学校へ入学する時期までに、子供たちが豊かな心情や学ぼうとする意欲、健全な生活を送る態度などを身に付けることを目指します。
- ・ 各地域において幼児教育を推進していくため、研修などを通じて教員等の資質向上を図るとともに、市町村の幼児教育推進体制づくりを支援します。

- (1) 幼児期における「学ぶ土台づくり」の推進 重点的取組 7
- (2) 幼児教育の充実のための環境づくり

### 基本方向5 多様なニーズに対応し誰一人取り残さない教育の推進

- ・ 障害のある子供たちの自立と社会参加を目指し、障害の特性や状態に応じた乳幼児期からの切れ目ない支援や、連続性のある多様な学びの場の充実を図ることで、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育を展開します。
- ・ 様々な個性や能力、背景を持つ子供たちの教育的ニーズに対応しながら、共生社会の実現に向けて、子供たちが共に学び、互いに認め合う態度を育成します。

- (1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 重点的取組 8
- (2) 多様性を尊重し共に学び合う教育の推進

## 基本方向 6 社会の発展を支える力と郷土を愛する心の育成

- ・ 学校と地域や産業界などが連携・協働し、ふるさと宮城への愛着や誇りを持ちながら国際的に活躍する人材や、地域の持続的な発展を支える職業人の育成など、宮城の将来を担う人づくりを進めます。
- ・ 自国や郷土の歴史への関心を高め、理解を深める教育を推進するとともに、伝統・文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する心を養います。また、郷土の財産である文化財を後世に保存・継承しながら、地域活性化に向けて活用を図ります。

- (1) 宮城の将来を担う人づくり 重点的取組 9
- (2) 伝統・文化の尊重と郷土を愛する心の育成
- (3) 文化財の保護と活用

## 基本方向 7 命を守る力と共に支え合う心の育成

- ・ 東日本大震災の教訓を踏まえ、地域と連携した学校防災体制を構築するとともに、教職員の災害対応力の向上などを通じて、いかなる災害にあっても児童生徒等の命を確実に守る体制づくりを進めます。
- ・ 災害や様々な危険から自らの命を守り、他者を助ける力を身に付けられるよう、地域と連携しながら、発達の段階に応じた系統的な防災・安全教育を推進します。

- (1) 地域と連携した防災・安全体制の確立 重点的取組 10
- (2) 系統的な防災・安全教育の推進

## 基本方向 8 学びの保障と教育機会の確保

- ・ 全ての子供たちにとって「魅力ある・行きたくなる学校」を目指した学校教育活動を推進するほか、学校、市町村、民間施設等の強い連携のもと、学校に登校していない子供たちの教育機会の確保や、様々な困難を抱える子供たちへの支援に取り組みます。
- ・ 子供の貧困問題への対応や教育を受ける権利などを踏まえ、就学支援や学習支援、居場所づくりなどにより、「学びのセーフティネット」の構築を図ります。

- (1) 社会全体で子供を支援する体制の充実 重点的取組 11
- (2) 学習環境の整備充実による学びのセーフティネットの構築

## 基本方向9 安心して楽しく学べる教育環境づくり

- ・ 家庭や地域の信頼に応え、連携を深めながら子供たちの成長を支えていくため、地域とともにある魅力ある学校づくりを進めるとともに、社会の変化に対応し、県立高校の改革を推進します。
- ・ 多様化、複雑化する教育課題に対応し、教育水準の向上を図り、子供たちの学びを一層豊かなものとするため、働き方改革を進め教員としての本来の職務に専念できるようにするとともに、高度な教育的実践力やその基盤となる教育への情熱、社会の変化に適応するための知識及び技能といった資質能力の総合的な向上を図ります。
- ・ 子供たちが安全で質の高い教育環境の中で安心して楽しく学ぶことができるよう、学校施設の計画的な整備を推進します。また、建学の精神に基づき特色ある教育を展開する私立学校が果たしている役割の重要性を踏まえ、私学への支援を行います。

(1) 地域とともにある魅力ある学校づくりの推進 重点的取組12

(2) 教員の資質能力の総合的な向上と働き方改革の推進 重点的取組13

(3) 学校施設・設備の整備充実

(4) 私学教育の振興

## 基本方向10 学校・家庭・地域が連携・協働して子供を育てる環境づくり

- ・ 家庭は、子供たちの健やかな育ちの基盤であり、基本的な生活習慣や自立心、思いやりの心などを育み、心身の調和の取れた発達のために重要な役割を果たすものであり、また、家庭教育は全ての教育の出発点であることから、家庭の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を支える環境づくりを進めます。
- ・ 「みやぎの協働教育」を更に充実・発展させ、学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し、それぞれの役割を適切に果たすことができるよう支援するとともに、子供たちがスポーツや文化芸術活動に親しむことができる機会の確保に向けて、必要な体制整備を進めます。
- ・ 学校・家庭・地域の連携・協働のもと、スマートフォンなど情報機器の利便性と危険性についての理解促進や、放課後における居場所づくり等を通じて、子供たちが安全で安心できる環境づくりを進めます。

(1) 家庭の教育力を支える環境づくり 重点的取組14

(2) 地域と学校の連携・協働体制の推進 重点的取組15

(3) 子供たちが安全で安心できる環境づくり

## 基本方向11 生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進

- ・ 県民誰もが、自分を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、どのような環境にあっても学ぶことができ、その成果を様々な形で生かすことのできる環境づくりを進めます。また、地域における多様な学習活動への支援を通じて、地域コミュニティの活性化を図り、社会的包摂の実現につなげます。

- ・ 生涯を通じて豊かで活力ある生活を実現するため、文化芸術活動を推進し、豊かな人間性や創造性を育める環境づくりに取り組むほか、スポーツに親しみ、楽しめる環境を整え、充実したスポーツライフを送ることができる社会を目指します。

- (1) 誰もがいつでも学ぶことができる環境の充実 重点的取組16
- (2) 多様な学びによる地域づくり
- (3) 文化芸術活動の推進
- (4) スポーツの価値を活用した生涯スポーツ社会の構築
- (5) 競技力向上に向けたスポーツ活動の推進